

## 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学受託試験取扱要領

平成19年7月4日  
学 長 裁 定

### (趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における学外からの依頼に応じて行う試験、分析等（以下「受託試験」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

### (受入条件)

第2条 受託試験の受入れに当たっては、本学の研究及び教育に支障がなく、かつ、学外の学術研究機関及び地域社会の要請に応える、又は健全なる企業活動に資すると認められる場合に受け入れるものとする。

### (申込方法)

第3条 受託試験を委託する者（以下「委託者」という。）は、受託試験依頼書（別紙様式第1号）を学長に提出するものとする。

### (受入れの決定及び通知)

第4条 学長は、受託試験の受入れについて、可否を決定し、受託試験受託通知書（別紙様式第2号）により、委託者に通知するものとする。

### (料金)

第5条 受託試験の料金は、別表の受託試験料金表に定める料金に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額（以下「受託試験費」という。）とするものとする。

2 受託試験費は、前納とする。ただし、本学が認めた場合は、受託試験の開始後に受託試験費を納付することができる。

### (試験実施責任者)

第6条 受託試験を実施する場合は、当該受託試験を実施する研究科又は学内共同教育研究施設に、当該受託試験の実施を指揮するものとして、試験実施責任者を置くものとする。

2 試験実施責任者は、当該受託試験を実施する研究科長又は学内共同教育研究施設長（以下「研究科長等」という。）が指名する職員をもって充てる。

### (中止等)

第7条 試験実施責任者及び委託者は、天災その他受託試験実施上やむを得ない事由があるときは、双方協議の上、受託試験の中止又は期間の延長を研究科

長等に申し出るものとする。

- 2 研究科長等は、前項の申出について、やむを得ない事由があると認めた場合は、当該受託試験の中止又は期間の延長を承認するものとする。
- 3 受託試験を中止又は期間を延長した場合において、原則として、納付された受託試験費は委託者に返還しない。
- 4 本学は、次の各号に掲げる事項について、委託者の受ける損害に対してその責を負わない。
  - (1) やむを得ない事由によって受託試験を中止したため損害が生じたとき。
  - (2) 受託試験を行うために提出された試料等（以下この条において「試料等」という。）に損害が生じたとき。
- 5 受託試験の実施上本学が必要と認めたときは、試料等の再提出を求めることができる。
- 6 試料等の搬入及び搬出は、全て委託者が行うものとする。

（完了報告）

第8条 受託試験実施責任者は、当該受託試験が完了したときは、受託試験結果報告書（別紙様式第3号）を研究科長等に提出するものとする。

- 2 研究科長等は、前項の報告書を受け取ったときは、学長に報告するものとし、学長は、これにより、報告書を委託者に提出するものとする。

（秘密の保持等）

第9条 本学及び委託者は、受託試験の実施で知り得た相手方の秘密、知的財産等を相手方との書面による同意なしに開示し、又は漏洩してはならない。

- 2 前項の規定に関わらず、委託者は、受託試験結果及び当該受託試験より得られたデータについては、公表することができる。ただし、本学の名称又は本学を特定できる表現を含む場合は、学長の許可を得なければならない。

（受託研究取扱規程の準用）

第10条 この要領に定めるもののほか、受託試験の取扱いに関し必要な事項は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学受託研究取扱規程（平成16年規程第30号）を準用する。

附 則

この要領は、平成19年7月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第3条関係）

受付番号 号

### 受託試験依頼書

(元号) 年 月 日

国立大学法人

奈良先端科学技術大学院大学長 殿

住 所

〒 \_\_\_\_\_

委 託 者 \_\_\_\_\_

(連絡先)

担当者（所属・氏名） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX 番号 \_\_\_\_\_

E-mail アドレス \_\_\_\_\_

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学受託試験取扱要領の内容を熟知の上、同要領第3条の規定に基づき、次のとおり依頼します。

| 供 試 物 品 名<br>及 び 数 量                          | 品 名         | 数 量 |
|---|-------------|-----|
| 依頼事項<br>(使用する機器名、供試物品に関する情報をできる限り簡潔に記載して下さい。) |             |     |
| 受 託 試 験 実 施<br>希 望 開 始 日                      | (元号) 年 月 日  |     |
| 受 託 試 験<br>合 計 金 額                            | 円           |     |
| 料 金 内 訳                                       | 使用機器名 _____ |     |
| 試 験 実 施 責 任 者                                 |             |     |

※ 太線枠内を記入して下さい。

別紙様式第2号（第4条関係）

受付番号 号

### 受託試験受託通知書

(元号) 年 月 日

委託者

\_\_\_\_\_  
殿

国立大学法人  
奈良先端科学技術大学院大学長

(元号) 年 月 日付けで依頼のあった受託試験について次のとおり受託します。

| 供試物品名<br>及び数量 | 品名           | 数量 |
|---------------|--------------|----|
| 試験実施責任者氏名     |              |    |
| 試験内容          | *使用機器名等を記述   |    |
| 受託試験費         | (内 訳) _____円 |    |
| 備考            |              |    |

別紙様式第3号（第8条関係）

受付番号 号

## 受託試験結果報告書

(元号) 年 月 日

委託者

殿

国立大学法人  
奈良先端科学技術大学院大学長

(元号) 年 月 日付けで依頼のあった受託試験の結果は、次のとおりです。

| 供試物品名<br>及び数量 | 品名     | 数量 |
|---------------|--------|----|
| 試験実施責任者氏名     |        |    |
| 受託試験実施期間      |        |    |
| 試験結果          | 別添のとおり |    |
| 備考            |        |    |

## 受託試験料金表

| 機器名等<br>(メーカー名及び型番)  | 項目                                   | 試験単位等                  | 利用料金(円)<br>(消費税及び地方消費税を除く。) |
|--|--------------------------------------|------------------------|-----------------------------|
| 超高温キセノン四楕円鏡型<br>単結晶製造装置<br>(Crystal Systems<br>FZ-T-12000-X-VPO-PC-YH)         | 単結晶サンプル育成<br>(原料セラミックス棒をユーザーが<br>準備) | 1検体<br>(8時間以内)         | 49,400                      |
|  | 単結晶サンプル育成及び<br>原料セラミックス棒作製           | 1検体<br>(8時間以内)         | 別途相談                        |
| ナノ秒レーザー加工装置<br>(Oxford Lasers Micromachining<br>System A-series OFLS-532-10-A) | 通常加工<br>(加工条件確定の為のテスト加工を<br>含む。)     | 被加工物 16 個以内<br>(8時間以内) | 52,000                      |

・受託試験料金表に定めるもののほか、標準測定時間を超過する場合又は特別な観察若しくは分析に必要な処理を行う場合は、別途実費相当額を徴収することがある。